



平成 26 年 12 月 15 日

各 位

会社名 虹 技 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 堀田 一之
(コード 5603 東証第 1 部)
問合せ先責任者 取締役経理部長 谷岡 宗
(TEL 079-236-3221)

「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ

当社は、本日公表した「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度に係る決算短信等（訂正版）の開示について」においてお知らせいたしましたとおり、本日、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を近畿財務局へ提出し、過年度決算短信等（訂正版）についても開示いたしました。

また、これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訂正の対象となる内部統制報告書

- 第 106 期 内部統制報告書（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）
- 第 107 期 内部統制報告書（自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日）
- 第 108 期 内部統制報告書（自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日）
- 第 109 期 内部統制報告書（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

- (1) 第 106 期 内部統制報告書（自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日）

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当社代表取締役社長堀田一之は、平成 23 年 3 月 31 日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成 26 年 10 月上旬、当社内部監査室の社内調査において、従業員による不正行為が発覚いたしました。当社は直ちに影響金額を確定するとともに、不正を許した背景の明確化など事件の徹底的解明を行うため、外部の専門家から構成される第三者委員会(委員長:上谷 佳

宏 氏)を設置し、調査を実施いたしました。

当該調査の結果、一部事業部門の製造グループリーダー等による不適合品(社内不良)の発生の隠ぺいおよび予定生産量達成のために、棚卸資産の計上区分の改ざんが行われており、結果として不適切な会計処理を行っていたことが確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成23年3月期から平成26年3月期までの有価証券報告書並びに平成23年3月期第1四半期から平成27年3月期第1四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件不正行為は、製造グループリーダーおよびその部下との共謀にて行われていたことから、内部統制が有効に機能しなかったことによるものであります。

以上のことから当社は、全社的な内部統制及び業務プロセスにおける内部統制の一部に開示すべき重要な不備が当該不正行為の発生を許し、且つその発見に遅れが生じたものと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス委員会の常設により意識の周知・徹底
- (2) 風土改革委員会の設置
- (3) 内部通報制度の周知と利用促進
- (4) 定期的な人事ローテーションの実施
- (5) モニタリング機能の強化
- (6) 業務プロセスの改善及び見直し

(2) 第107期 内部統制報告書(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当社代表取締役社長堀田一之は、平成24年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成26年10月上旬、当社内部監査室の社内調査において、従業員による不正行為が発覚いたしました。当社は直ちに影響金額を確定するとともに、不正を許した背景の明確化など事件の徹底的解明を行うため、外部の専門家から構成される第三者委員会(委員長:上谷 佳宏 氏)を設置し、調査を実施いたしました。

当該調査の結果、一部事業部門の製造グループリーダー等による不適合品(社内不良)の発生の隠ぺいおよび予定生産量達成のために、棚卸資産の計上区分の改ざんが行われており、結果として不適切な会計処理を行っていたことが確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成23年3月期から平成26年3月期までの有価証券報告書並びに平成23年3月期第1四半期から平成27年3月期第1四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件不正行為は、製造グループリーダーおよびその部下との共謀にて行われていたことから、内部統制が有効に機能しなかったことによるものであります。

以上のことから当社は、全社的な内部統制及び業務プロセスにおける内部統制の一部に開示すべき重要な不備が当該不正行為の発生を許し、且つその発見に遅れが生じたものと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス委員会の常設により意識の周知・徹底
- (2) 風土改革委員会の設置
- (3) 内部通報制度の周知と利用促進
- (4) 定期的な人事ローテーションの実施
- (5) モニタリング機能の強化
- (6) 業務プロセスの改善及び見直し

(3) 第108期 内部統制報告書（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当社代表取締役社長堀田一之は、平成25年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成26年10月上旬、当社内部監査室の社内調査において、従業員による不正行為が発覚いたしました。当社は直ちに影響金額を確定するとともに、不正を許した背景の明確化など事件の徹底的解明を行うため、外部の専門家から構成される第三者委員会(委員長:上谷 佳宏 氏)を設置し、調査を実施いたしました。

当該調査の結果、一部事業部門の製造グループリーダー等による不適合品(社内不良)の発生の隠ぺいおよび予定生産量達成のために、棚卸資産の計上区分の改ざんが行われており、結果として不適切な会計処理を行っていたことが確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成23年3月期から平成26年3月期までの有価証券報告書並びに平成23年3月期第1四半期から平成27年3月期第1四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件不正行為は、製造グループリーダーおよびその部下との共謀にて行われていたことから、内部統制が有効に機能しなかったことによるものであります。

以上のことから当社は、全社的な内部統制及び業務プロセスにおける内部統制の一部に開示すべき重要な不備が当該不正行為の発生を許し、且つその発見に遅れが生じたものと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス委員会の常設により意識の周知・徹底
- (2) 風土改革委員会の設置
- (3) 内部通報制度の周知と利用促進
- (4) 定期的な人事ローテーションの実施
- (5) モニタリング機能の強化
- (6) 業務プロセスの改善及び見直し

(4) 第 109 期 内部統制報告書 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当社代表取締役社長堀田一之は、平成 26 年 3 月 31 日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

平成 26 年 10 月上旬、当社内部監査室の社内調査において、従業員による不正行為が発覚いたしました。当社は直ちに影響金額を確定するとともに、不正を許した背景の明確化など事件の徹底的解明を行うため、外部の専門家から構成される第三者委員会(委員長:上谷 佳宏 氏)を設置し、調査を実施いたしました。

当該調査の結果、一部事業部門の製造グループリーダー等による不適合品(社内不良)の発生の隠ぺいおよび予定生産量達成のために、棚卸資産の計上区分の改ざんが行われており、結果として不適切な会計処理を行っていたことが確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正するとともに、平成 23 年 3 月期から平成 26 年 3 月期までの有価証券報告書並びに平成 23 年 3 月期第 1 四半期から平成 27 年 3 月期第 1 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件不正行為は、製造グループリーダーおよびその部下との共謀にて行われていたことから、内部統制が有効に機能しなかったことによるものであります。

以上のことから当社は、全社的な内部統制及び業務プロセスにおける内部統制の一部に開示すべき重要な不備が当該不正行為の発生を許し、且つその発見に遅れが生じたものと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス委員会の常設により意識の周知・徹底
- (2) 風土改革委員会の設置
- (3) 内部通報制度の周知と利用促進
- (4) 定期的な人事ローテーションの実施
- (5) モニタリング機能の強化
- (6) 業務プロセスの改善及び見直し

以 上